

# 広報 VIVOVOVO

第 72 号

発行所 黒崎町役場  
印刷所 共立印刷所

### 〈町の動き〉

50年3月末現在(前月比)	
人口	18,441 (-18)
男	9,045 (-6)
女	9,396 (-12)
世帯	4,399 (+3)
50年2月1日~末日まで	
死亡	10
出生	39
婚姻	12



木の香も馨しい新装なった寺地保育所では、新しい机、新しい本、どれもこれも新しい中で、幼児は元気な声を室内にひびかせている

### 許可制とは

規制区域内では、土地に関する所有権等の権利の移転又は設定(対価を得て行われるものに限る)の契約(予約を含む)以下「土地売買等の契約」というを締結しようとする場合は、当事者は市町村長を経由して都道府県知事に対し許可申請を行い、その許可を受けなければならないこととされており、許可を受けないで締結した契約は、その効力を生じないものとされています。

### 届出制とは

規制区域以外の全国の区域において、一定規模(市街化区域では2,000㎡その他の都市計画区域では5,000㎡、都市計画区域以外の区域では10,000㎡)以上の土地(当該規模以上の一団の土地を構成する部分を含む)について土地売買等の契約を締結しようとする場合は、当事者は市町村長を経由して都道府県知事(政令指定都市では市長)に届け出ること及び届出後6週間以内は契約を締結してはならないこととされています。

### 事前確認制とは

一団の土地として届出の面積以上となる住宅地(建売り、マンション等を含む)の分譲等をする場合には、これを行おうとする者が、あらかじめ土地に関する権利の移転又は設定の予定対価の額が法第24条第1項第1号(届出制の勧告基準となる価格)に該当しないことについて都道府県知事(政令指定都市では市長)の確認を受け、この確認された価額の範囲内で土地取引を行う場合に限り届出制の適用除外とすることとしたものです。

画期的な土地対策立法として注目されていた国土利用計画法が去る昭和49年6月25日に公布され、12月24日に施行されました。この法律は、国土利用計画と土地利用基本計画の作成、土地取引の規制、遊休土地に関する措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とし、土地利用規制を通じて乱開発を未然に防ぐとともに、特に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制することによって地価の安定を図ることにしています。

本法で定められている土地取引の規制は、取引の場所場合により異なり、大きく許可制、届出制、事前確認制の三つに分けられます。

